社会データ構造化センター主催シンポジウム
チュートリアルセッション　　講演報告

社会データの収集と共有に関するコンプライアンスとリスクマネジメント

―適正な収集利用とサイバーセキュリティー対応―

２０２３年３月９日

牧野総合法律事務所弁護士法人
弁護士牧野二郎　　弁護士　森　悟史　弁護士　牧野　剛

本日のセッションの内容

第１　個人情報の収集と共有の課題と解法
　　最近の指導勧告事例にみる実態と対応も視野に入れて
担当　牧野二郎

第２　著作権等の処理、対応の留意点
　　社会調査をめぐるWebクローリング、CCの議論を踏まえて
担当　牧野　剛

第３　情報セキュリティ・サイバーセキュリティ対応
　　ランサムウエア、emotetなどの攻撃への対応と安全管理措置
担当　森　悟史

第１　個人情報の収集と共有の課題

１　個人情報保護法改正の確認

令和２、３年改正の全面施行（最終本年５月１日）

令和2年改正（漏洩報告義務化など）　令和4年4月1日施行

学術研究機関に係る改正（令和３年５０条改正）令和4年4月1日施行

51条改正地方自治体の条例との関係の整理も終了（令和5年5月1日施行）

主な改正内容・個人情報保護法の全面適用（例外から外れる）

宣言、自主規範制定、苦情対応、対応策の公表など

・利用目的による制限（他目的利用）の緩和　１８条

・要配慮個人情報の同意なき取得の緩和　２０条

・第三者提供同意なき提供の緩和　２７条

第三者提供記録の必要性なし　２９条

個人関連情報の第三者提供の許可　３１条

・委員会監督に係る学問の自由の保護１４５，１４６条

2 情報の収集と共有の課題

留意点　大前提：個人情報保護＝利用目的の明示、かつ明示の同意の確保
　　わかりやすい用語で
　　プライバシー保護　調査対象の心理的状況に配慮

（１）面談等による直接収取の場合の留意点

①複数で面談すること、②最初から録音すること、③詳しい書面の提示、④利用目的、同意の明示、書面でも取る、録音と書面の一致、④聴取後の再確認

（２）WEB開示情報のクロール利用の留意点

①開示情報の取得は自由（同意不要）だが、利用目的については自身で明示、オプトアウトが妥当、③クロール収集情報の安全管理

（３）受託サービス等の利用の留意点

①受託サービス事業者の選定、②委託契約、作業内容同意、③守秘義務、④作業後の情報抹消、⑤納入検査

（４）調査会社の利用の場合の留意点

①委託先選定基準による選定、②業務委託契約（再委託禁止、守秘義務、安全管理措置、監督受入）③委託先監督（定期的立入確認、報告書確認）、④納入物検査

（５）収集情報処理の場合の注意点

①守秘義務明示、②担当者明示＋守秘宣誓＋パスワード確認、③作業場所の特定（自宅業務等の禁止）、④作業端末の特定（BYOD禁止）、⑤データ抹消確認、⑥違反に対する罰則の明確化

（注意）仮名加工情報の取り扱い

提供禁止：仮名加工情報については第三者提供が禁止されている

（§41 vi「個人データ」である場合の禁止、§42 i 個人情報の場合以外を禁止）

禁止の理由　①仮名加工情報（個人データ・大量である前提）を第三者に提供した場合、あえて安全な形に変えて提供したのであったはずなのに、悪意の第三者がこれを照合して個人を特定した場合にはむしろ危険性が高まる。

②仮名加工情報の漏洩には、リスクが少ないとして例外規定§41 ix、§42 iii があり、漏洩に対して問題としないが、仮に、第三者提供について本人の同意を求め（第三者提供同意の原則）るとなると、仮名加工情報よりもかえってリスクの高いものとなる。

このことから、同意を得ることも妥当ではなく、事前の同意があったとしても、仮名加工情報の第三差者提供は認めないこととしたとするのが個人情報保護委員会の見解（https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q14-17/）

例外：しかし、例外として、§41 i ⑥で委託、共同利用の場合は一定の条件下で可能とされる。詳細は報告書参照のこと。

整理：

個人情報取扱事業者（仮名加工情報取扱事業者）―	第三者	不可
個人情報取扱事業者（同）ー委託事業者への提供		可
個人情報取扱事業者（同）ー業務委託にて調査会社から取得		可
個人情報取扱事業者（同）ー共同利用（公表）		可

３　解析、研究、情報共有の留意点

利活用の自由度の拡大

むしろ、情報管理のリスクの拡大に留意。研究者の意図と異なる利用方法の問題（契約による規制）

（１）共同研究における移転、共有について

研究者個人同士の研究情報共有、交換、取り扱い上の注意

〇研究者個人間での情報提供の目的が①共同研究（§27ⅰ⑥）、②提供先が研究機関等で学術研究目的である場合（§27ⅰ⑦）の要件の場合に、権利侵害がなければ可能

〇監督責任まではないが、研究目的、事業者としての安全管理措置があることのか確認等必要

（２）解析のための移転、委託について

〇外部事業者への情報処理委託も可能だが、監督責任（選定、契約、監督）あり

〇委託終了時の情報の回収、消去等の確認

（３）解析と照合における留意点、個人識別可能となる場合の処理など

〇匿名、仮名加工情報などは照合禁止であることに注意

〇識別可能であることを発見した場合には、直ちに適切な処理と原因究明、再発防止

4　研究発表、講演、教育への研究成果の利用等における留意点

留意点　　個人情報、プライバシー、著作権など

（１）研究発表（論文投稿等）における注意点

提供が学術研究成果の発表又は教授のためやむを得ないときには、個人データの提供を行っても良い（ただし人権侵害に配慮）§27ｉ⑤　「やむを得ない」の判断は微妙、一定の疎明資料は必要。プライバシーに配慮（倫理上の問題）

（２）講演等における留意点

§27ｉ⑤に該当しないケースの場合、一般講演、意識啓発のための講演などの場合には、個人データ（個人情報）の提供は許されないとみるべき。但し、完全に匿名化して利用することは可能。

（３）大学等における教育実施における資料、研究成果の利用」

§27ｉ⑤で、やむを得ない場合には利用可能。但し、人権侵害とならないように、学生からの流出を防止するために安全管理措置をとることは必要。個人情報取扱事業者としての義務は免除されていない点に注意。

必要と思われる対応は、①学生に対して、事前に個人データの取り扱いに関する教育を行うこと、ＳＮＳなどへの投稿や私的利用を厳禁とする等指導、②提供データについて可能であれば回収、③デジタルデータの場合にはＰＣ保管についての注意を行うこと、PCのPW設定、ファイル・データの暗号化など

（４）　民間企業との連携における可能性と留意点

民間であっても学術研究を主な目的とする機関であって、かつ利用目的の一部が学術研究目的で得ある場合（§27ｉ⑦）であれば提供可能。提供に際しては、提供に係る契約の締結、安全管理措置の実施要求、研究目的で利用されたことの確認、が望ましい。

5　事例研究　令和4年11月2日　個人情報保護委員会指導案件

事例：手術動画提供事案　医師からスタージャパン合同会社への動画提供問題
適正な提供か・・・医師の倫理上の問題
個人情報保護の視点から、患者の同意の確保、識別情報削除などの管理について

問題：患者の識別ができない前提での手術動画の取扱い

〇純粋な学術研究の目的なのか？

学術研究機関への提供であれば許容範囲広い。民間企業への提供行為の評価

〇手術動画の帰属・管理者はだれか？

大学のルール？法人としての行為か、個人の行為か

〇患者の同意が必要か

民間企業は匿名情報として取得したが、現実には一部動画に氏名等があり
同意の取得がない　　受け取り側が削除したら問題は解消するか？

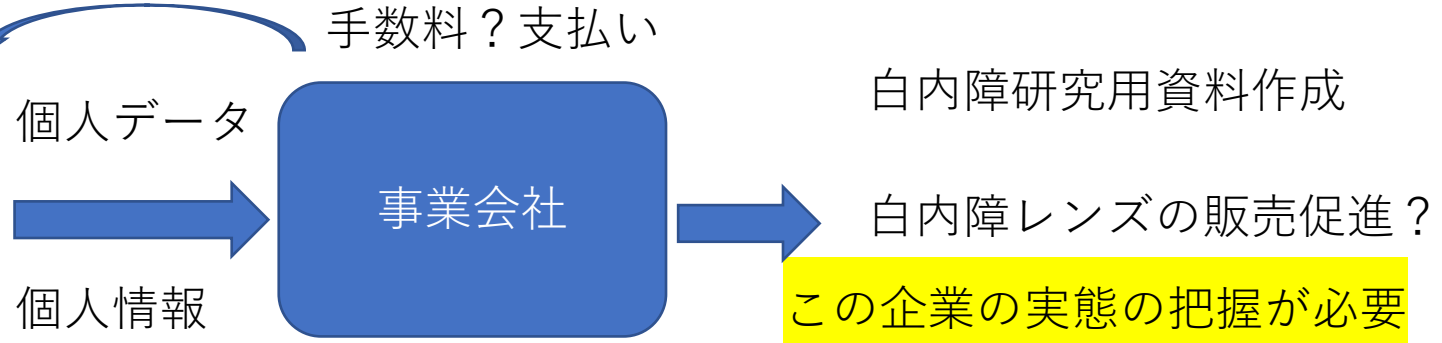

6　事例研究２　令和4年12月21日個人情報保護員会指導案件

- 厚生労働省の委託先監督義務違反に対する指導

事案：研究者の申し出でで作成されていた指定難病患者データベースから、データを抽出し、識別情報を削除して、他の研究者に提供する作業において、厚労省の委託を受けた医薬健栄研が削除を間違えて、厚労省に納品し、厚労省は確認後、他の研究者に提供し、個人情報が漏えいした事案

問題：厚労省の委託先監督　委託先医薬健栄研に対する実地検査がH30、R2で、その間は書面による報告を求めていない・・・十分ではない。定期的監督の実施

厚労省が確認できたのに、人為的ミスでデータを提供したのは、教育研修内容が不十分であった・・・・ガイドラインに沿った教育研修を行うべし

医薬栄研への指導は記載がない。

厚生省に対する監督義務、教育、再発防止対策実施を指導

7　事例研究３　令和4年11月2日個人情報保護委員会指導事案

- 事案：医療分野の研究開発に資するための匿名加工情報に関する法律（次世代基盤法）に定める第三者提供「通知」を行っていない難病患者の情報を第三者（当事者）に提供した。
- 情報の流れ：9医療機関⇒LDIに管理等委託⇒NTTデータに管理再委託⇒データが管理中　NTTデータがプログラムミス⇒未通知情報をLDI,NTTデータに提供（意図せず提供）という事案でり、同一当事者に対するものであるが漏洩事案として指導した事案

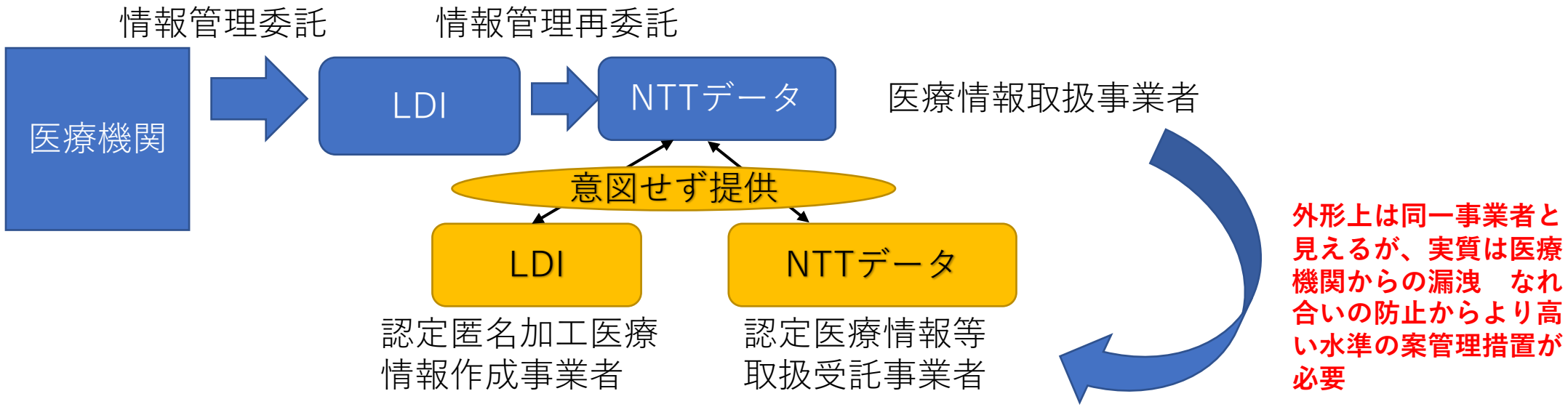

ポイント　委託、再委託の監督責任　　NTTデータはプログラム開発プロセスの改善

事例研究から学ぶべきポイント

- いずれの事案（指導事案）も、情報提供を行ったものの委託先監督責任を問題として、監督の適正行使が行われていないことを指摘

- 監督とは、選定基準、契約、そして**監督権の実施・行使**
  - ○　定期的な立ち入り調査（そのこと自体で大きな効果あり）
  - ○　立ち入りできないときに報告書のをもとめること
  - ○　契約更新時などに適切に管理すること

  などを確実に実施する必要があること。

<社会データ収集にあっては＞

調査会社に丸投げして、何も言わない、しない、という姿勢は是正すべきであること。
調査会社の納品物を適正に検査し、ミスがないことを確認すること
　ミスがあればしかるべく監督し、是正させる必要がある
安全管理措置ともなるが、実施の必要性あり